

各位

本社所在地 大阪府中央区北久宝寺町四丁目4番2号
会社名 夢の街創造委員会株式会社
代表者 代表取締役社長 葭田 徹
(コード番号: 2484 大阪証券取引所 JASDAQ 市場)
問合せ先 経営企画Gマネージャー 藤川 和彦
TEL: 06-7663-8834
URL: <http://www.yumenomachi.co.jp/>

(修正)「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部修正に関するお知らせ

記

(修正内容)

(修正前)

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割を行う事を決議するとともに、単元株制度の採用並びに定款の一部変更について2012年11月27日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

(修正後)

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割を行う事及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更について決議するとともに、2012年11月27日開催予定の第13期定時株主総会に単元未満株式の権利に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

2. 株式分割の概要

(修正前)

(1) 分割の方法

2012年11月27日開催予定の第13期定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、2013年2月28日(木)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(修正後)

(1) 分割の方法

2013年2月28日(木)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

3. 単元株制度の採用

(修正前)

(1) 新設する単元株式の数

2012年11月27日開催予定の第13期定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(修正後)

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

4. 定款の一部変更について

(修正前)

(1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、2013年3月1日(金)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(修正後)

(1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、2012年10月12日(金)をもって当社定款の一部を変更いたします。

※ なお、2012年11月27日開催予定の定時株主総会において、上記とは別に単元未満株式の権利に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議いたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第8条～第38条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>1. 第6条の変更並びに第7条の新設及びそれに伴う条文の繰下げは、平成25年3月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は第6条及び第7条の規定の効力発生後これを削除する。</p>	<p>【単元未満株式についての権利】</p> <p>第8条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>第9条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. 第6条の変更並びに第7条、<u>第8条</u>の新設及びそれに伴う条文の繰下げは、平成25年3月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は第6条、<u>第7条及び第8条</u>の規定の効力発生後これを削除する。</p>

以上